

重要事項説明書

1 事業者

名 称	社会福祉法人 遍照会
所 在 地	岡山県倉敷市西阿知町465-1
連 絡 先	086-465-1728
代表者氏名	大原 正裕
定款の目的に 定めた事業	第2種社会福祉事業 (イ)保育所の経営 (ロ)一時預かり事業の経営 (ハ)地域子育て支援拠点事業の経営 (ニ)障害児通所支援事業の経営 (ホ)小規模保育事業の経営
設立年月日	昭和36年4月13日

2 施設の目的

施設の目的	本園は、子どもの権利条約、教育基本法、児童福祉法。子ども・子育て支援法に基づき、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の教育・保育事業を行うことを目的にします。
運営方針	以下の理念・方針・目標に基づき運営します。 【教育・保育の理念】 ○私たちは、子どもの権利条約、教育基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づき、学校教育と児童福祉、及び子育て支援の機能を持ち合わせ、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉と教育を積極的に推進します。 ○私たちは、教育・保育に当たっては、子どもの人権や主体性を尊重し、入園から就学まで連続した一貫性のある取り組みを行います。 ○私たち職員は、知識の習得と技能の向上に努めることとし、常に社会性と良識を高めることにも研鑽を重ね、職員相互において努力します。 【教育・保育目標】 ○未来(ゆめ)を想像し、未来(ゆめ)に向かって自分を想像できる子ども(ひと)を育てる保育を目指す。 ○子どもを愛し、その成長を喜びとし、一緒に育てることを保護者、地域、職員みんなで楽しみながら、生きる力を育む保育を目指す。 【教育・保育方針】 ○安全を基本にして保護者と協同し健康な身体づくりを進めます。 ○情緒の安定した生活ができる環境を用意し自発・自主の活動ができるようにします。 ○少しの困難に負けない心と体を醸成し、「生き抜く力の基礎」を育成します。 ○保護者の要望や意見、苦情、相談を受止め速やかに対策を講じます。

3 保育園の概要

施設の種類	認可保育所		
名 称	東大沢保育園		
所 在 地	埼玉県越谷市東大沢4丁目31-1		
認可等年月日	認可日	平成28年4月1日	確認日 平成28年4月1日
電 話 番 号	048-940-3037		
施設長氏名	黒須 美保		
定員(年齢別)	90名(0歳児6名・1歳児12名・2歳児18名・3歳児18名・4歳児18名・5歳児18名) ※実際の園児の入園状況、また、待機児童の状況によって、人員配置や設備の基準の範囲内で、定員を超えて弾力的に受け入れを行う場合があります。		
職 員 数	22名		
取扱う保育事業の種類	月極保育・延長保育		
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、保育の内容の向上に努めています。結果については事務室に常置し、閲覧できるようにします。		

第三者評価の概要	令和3年度に実施いたしました。 第三者評価を受審した際の結果を、ホームページ等にて公開しております。 また、保育園玄関内にも常置し閲覧いただけます。				
職員への研修の実施状況	保育の質の向上のため職員研修に力を入れます。年間研修計画に基づき実施します。園内研修と外部研修の参加を積極的に行います。				
嘱託医	内科医	桃木 俊郎	歯科医	上村 英之	

4 保育を提供する日・時間、保育を提供しない日

(1) 開園時間

月曜日から土曜日までの7:00～19:00(日曜日・祝日法に定める休日・年末年始除く)

(2) 保育を提供する日・時間、保育を提供しない日

提供日	月曜日から土曜日まで
提供時間	保育標準時間 7:30～18:30の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間 ※この時間帯以外に必要な場合は、開園時間内で延長保育を行います。 ※満1歳を迎えるまでは、保育を提供する時間は8:30～16:30までとなります。 保育短時間 8:30～16:30の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間 ※この時間帯以外に必要な場合は、開園時間内で延長保育を行います。 ※満1歳を迎えるまでは、保育を提供する時間は8:30～16:30までとなります。
提供しない日	日曜日・祝日法に定める休日・年末年始(12月29日～1月3日まで) ※保育園の管理運営上、臨時に休園する場合があります。 ※保育園での感染症の流行防止のため登園自粛をお願いすることがあります。

※ 実際にお子様を預かる時間は、家庭の状況や就労など保育を要する時間により異なりますので、個別に保護者の方と保育園との間で、協議を行います。

※ 延長保育の利用に際しては、月額利用者負担額のほかに別途費用が必要になることがあります。

5 施設の概要

敷地	面積 1283.24 m ² (すべて民有地を借用)					
建物	木造2階建て	延べ床面積			565.81 m ²	
施設の内容	0歳児室	21.15 m ²	1歳児室	40.88 m ²	2歳児室	39.03 m ²
	3歳児室	49.35 m ²	4歳児室	52.32 m ²	5歳児室	53.35 m ²
	調理室	21.59 m ²	調乳室	4.14 m ²	医務スペース	2.20 m ²
	屋外遊戯場 733.4 m ²		幼児用トイレ			16 個
※実際の園児の入園状況等によっては3. 4. 5歳児の合同保育を実施することがありますが、「越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第61号)」等に定められた基準を遵守し、保育の提供に必要な面積を確保します。						
設備の種類	冷暖房、二重サッシ、駐車場(9台)					
安全保障	全私保連園賠償保険加入、日本スポーツ振興センター災害共済給付加入					

6 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	直接雇用		備考
					無期	有期	
施設長	1人	保育士			1人		
主任保育士	1人	保育士 1人			1人		
保育従事職員	12人	保育士12人	7人	保育士7人	13人	6人	
調理員(外部委託)	2人	調理師 2人	3人		人	人	
事務員	1人				1人		
園務員							

管 理 栄 養 士		1人	管理栄養士1人		人
-----------	--	----	---------	--	---

※ 「非常勤」とは、1か月の勤務時間が常勤職員の勤務時間(就業規則で定める所定労働時間)に満たない職員のことをいいます。

※ 人事異動等で人数の変更はありますが「越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第61号)」に定められた基準を遵守し、保育の提供に必要な職員を配置しています。

7 保育計画

クラス	保育計画
0歳児	ひとりひとりの生活リズムに合わせ、安定した生活を送るようにしていく。 保育士の温かい笑顔や声に包まれながら一緒に遊び、身体的機能や、知的好奇心を育む。
1歳児	安心・安全の整った環境の中で、自分の好きな遊びを見つけて、遊びこめるようにしながら保育士との個々の関わりを深め、認められる経験を多く積むようにしていく。 保育士の優しい言葉と見守りの中で、ひとりひとりが穏やかに過ごし、自分のできることを増やしていく。
2歳児	自分で選ぶ、遊ぶ、片付けることで、「できた」喜びを育てる。 生活習慣の自立に向けて温かてわかりやすい言葉を添えながら援助し、自分でしようとする意欲が育つようにしていく。
3歳児	保育士に見守られながら、安心して自分の思いを表現し、友達と遊ぶ楽しさやルールを守る大切さを体験する。 丁寧に教えてもらう中で自分の身の回りの事が、最後までできるようになる。
4歳児	異年齢児との日々の関わりの中で、自分の思いを伝え、友達の思いを受け入れられるようになる。生活の見通しをもってルールを守りながら、自分で考えて行動できるようになる。 基本的な生活習慣を身に着け、自分でできることに自信を持って生活する。
5歳児	絵本や紙芝居と親しみ、想像力を膨らませ、友達と話し合い、協力しながら自分たちで遊びを工夫し達成感を感じられるようになる。 また、就学に向けて基本的な生活習慣を確立し、期待をもって生活ができるようにする。

8 毎日の保育の流れ

クラス	活動内容
0歳児	一人ひとりの家庭のリズムを大切にしながら、少しずつ生活リズムを整え、1歳2~3ヶ月をめどに1・2歳児の時間と同じになります。
1・2歳児	7:00~ 保育開始、順次登園 9:30~ 自由遊び・コーナー遊び・リズム遊び・戸外遊び・絵本読み聞かせ 11:00~ 昼食 12:30~ 午睡 15:00~ おやつ 16:30~ 順次降園、自由遊び 19:00~ 保育終了
3・4・5歳児	7:00~ 保育開始、順次登園 9:30~ クラス活動・運動活動・造形活動・音楽活動 10:30~ 自由遊び 11:30~ 昼食 13:00~ 午睡 15:00~ おやつ 16:30~ 順次降園、自由遊び 19:00~ 保育終了
土曜日 ※土曜日保育	7:00~ 保育開始、順次登園 9:30~ 自由遊び・コーナー遊び

は異年齢児 合同保育と なります。	11:00～ 昼食 12:00～ 順次降園、午睡 15:00～ おやつ 16:30～ 順次降園、自由遊び 19:00～ 保育終了
-------------------------	--

※屋外遊戯場以外に、近隣にある鷺高第五公園、鷺後香取神社さぎしろかとりじんじやなどにお散歩に行きます。

9 給食等

昼食・ おやつ等	保護者の方へは、前月末ごろに翌月の献立表を配信致します。
アレルギー等 への対応	使用する食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。ご相談の上、除去するなどの対応をとります。 食物アレルギーの例)小麦・牛乳・卵・大豆・エビ・カニ・果物など
衛生管理等	水質検査を年1回実施しています。 調理員及び保育従事職員は、毎月検便を行っています。 給食業務については、一富士フードサービス株式会社へ委託しています。

10 健康診断等

健康診断	毎年2回、嘱託内科医が健診をします。 健診の結果については、各児童票(日々の成長記録)に記載するとともに保護者様へお伝えします。
歯科検診	毎年1回、嘱託歯科医が健診をします。 健診の結果については、各児童票(日々の成長記録)に記載するとともに保護者様へお伝えします。
身体測定	0・1・2歳児は毎月1回、3・4・5歳児は2ヶ月に1回、身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)に記載するとともに保護者様へお伝えします。

※ その他、お子様の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

※ お子様の体調に異常等が見つかった場合、保育園は保護者様に詳細を説明するとともに、相談に応じることとします。

11 保育園利用に伴い保護者が負担する費用

(1) 月額利用者負担額(保育料) ※0・1・2歳児クラスご利用の方のみ

保育園の利用に伴い、月額利用者負担額(保育料)をご負担いただきます。月額利用者負担額については、市町村民税額に応じて、保護者の居住地のある市町村が算定することになります。

8月までの利用者負担額は、前年度分市町村民税(前々年1月～12月の収入から算定された税額)により算定され、9月以降の利用者負担額は、当年度分の市町村民税額(前年1月～12月の収入から算定された税額)により算定されます。

(2) その他の費用

(1)に掲げる利用者負担額(保育料)のほか、次の費用をお支払いいただきます。

① 随時の延長保育料 ※保育標準時間認定有料延長保育

7:00～7:30 ご利用1回毎 250円

18:30～19:00 ご利用1回毎 250円

※保育短時間認定有料延長保育

7:00～7:30 ご利用1回毎 250円

17:30～18:30 ご利用 1 回毎 250 円

18:30～19:00 ご利用 1 回毎 250 円

- ② 上記のほか、給食費や、日用品・文房具等購入費、遠足代等の行事参加費の負担があります。
 なお、諸事情により、金額が変わることもあります。(詳細は、下の表のとおり)

項目	内容、用途等	対象年齢	金額	支払時期	
給食費 ※	3歳以上の児童の主食代	3歳以上	1,500円	毎月	
	3歳以上の児童の副食代	3歳以上	4,500円	毎月	
日用品・文房具等購入費	連絡袋	全園児	110円	入園時	
	カラー帽子	全園児	990円	入園時	
	お便りばさみ	全園児	545円	入園時	
	諸費袋	全園児	60円	年度初め	
	名前ゴム印	全園児	265円	入園時	
	保育連絡帳(乳児 0～2歳)	全園児	170円	年度始め(都度)	
	保育連絡帳(幼児 3～5歳)	全園児	170円	年度初め(都度)	
	制服	3歳以上児	4,180円	年度始め	
	通園カバン	3歳以上児	3,850円	年度始め	
	体操服(上)半袖	3歳以上児	1,540円	年度始め	
	体操服(上)長袖	3歳以上児	1,870円	年度始め	
	体操服(下)半パンツ	3歳以上児	1,540円	年度始め	
	体操服(下)トレーニング長パンツ	3歳以上児	2,420円	年度始め	
	しゅっせきブック	3歳以上児	240円	年度初め	
	しゅっせきシール	3歳以上児	260円	年度始め	
	クレヨン 12色	3歳以上児	450円	年度始め	
	自由画帳	3歳以上児	280円	年度始め	
	絵具用品	5歳児	1,070円	年度始め	
	誕生カード	全園児	300円	毎年、年度始め	
	午睡用敷きパッド	希望者	2,200円	希望者のみ	
行事参加費	遠足等、行事参加に関わる費用	全園児	実費	その都度	
その他	保険代	日本スポーツ振興センター共済掛金	全園児	300円	年度始め
	寝具管理運営費	午睡用寝具の修繕及び衛生管理に係る費用	全園児	4,000円	年度始め

※ 金額につきましては、物品の仕様変更等により変動する場合があります、変動につきましては随時お知らせいたします。

※給食費に関する注意事項

- ①以下に該当する場合は、主食費のみとなります。
 - ・市区町村民税所得割額が、57,000円未満の世帯の方(ひとり親家庭等の場合は、77,101円未満の世帯の方)
 - ・市区町村民税の算定は、「(1)月額利用者負担額(保育料)」と同様の方法で行われます。
 - ・所得にかかわらず、同一世帯で保育所等を利用している0～5歳児までのうち、上から数えて3番目以降のお子様
 (「多子軽減に関する届出書」の提出などが必要です。)
- ②主食費のみの方については、居住地のある市町村からの通知が送付されます。

12 費用の支払方法

(1) 月額利用者負担額(保育料)

月額利用者負担額(保育料)については、居住地のある市町村へのお支払となります。
 越谷市にお住まいの場合、お支払方法は以下の方法があります。

① 口座振替払(毎月末日に引落とし。越谷市指定の口座振替依頼書の提出が必要です。なお、口座振替の場合の領収書については、毎月発行ではなく、翌年の4月頃に一括額で越谷市から発行されます。)

② 納付書払(越谷市から指定の納付書が発行されます。納期限は原則、毎月末日です。)

(2) 延長保育料

延長保育料については、利用実績に応じて月単位で計算し請求しますので、毎月10日までに集金袋にて現金にてお支払いください。

(2) 主食代、寝具の修繕及び衛生管理費

主食代、寝具の修繕及び衛生管理費については、年度初めに集金袋にて現金でお支払いください。

(4) 日本スポーツ振興センター災害共済掛金、日用品費、遠足代等の行事参加費用

日本スポーツ振興センター災害共済掛金、日用品費、遠足代等の行事参加費用の実費徴収に係るものについては、その都度計算し請求しますので、集金袋にて現金にてお支払いください。

(5) 3歳児以上の給食費の徴収については、次の通りとなります。

・毎月合計 6,110 円となります。

・主食費・・・当園へのお支払いとなります。(1,500 円)

・副食費・・・当園へのお支払いとなります。(4,500 円)

・委託手数料・ 110 円(引き落とし1回につき)

※集金方法は、毎月口座振替となります。原則20日(土日の場合は翌日)の振替となります。

忘れずに、前日までにご入金をお願いします。

13 保育園入園に当たり保育園に提示・提出していただく書類

(1) 子ども・子育て支援支給認定証

保育園に持参し、提示してください。入園時に限らず、保育園入園中は、必要に応じて支給認定証の提示を求められることがあります。

なお、支給認定証の交付を申請していない場合は、認定証の代わりに居住地市町村が発行する通知を確認させていただきます。

(2) 保護者の方の連絡先を明確にするもの

(3) お子様の体調を確認するもの(病歴、予防接種の記録やアレルギー等)

(4) お子様の食事の好みや生活習慣を知るもの

14 入園に当たり保護者の方が用意するもの

「保育園入園準備」をご参照ください。

15 保育園と保護者の連絡について

(1) 保育園でのお子様の状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために連絡帳を活用します。

体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況などお子様の様子を、保育園側はもちろんですが、保護者の方も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。

(3) 月に1回、園だよりを配信します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

(3) 連絡帳や園だよりのほか、掲示板等に随時お知らせ等を掲示しますので、毎日必ず確認してください。

※掲示板に掲示するものは携帯端末での配信となります。

16 保護者懇談会について

年に1回、保護者懇談会の開催を予定しています。保育園からは行事やできごとに関することについてお知らせをし、保護者同士、保護者と保育士の懇談の時間を持ちます。

17 保護者会について

心身ともに健やかな園児の育成を促進するとともに、会員相互の連携、協調性等を図ることを目的とし、本園の園児保護者をもって組織します。

また、保護者会の運営費用として、会則に定める費用年間5,500円(一括)をご負担いただいております。

18 保育園の御利用に際し留意していただきたいこと

仲間入り(慣れ)保育	利用当初は、環境の変化から、お子様たちは心身ともに疲労しやすくなります。心身の負担を軽くし、円滑に保育園の環境に慣れることができるよう、利用当初は保育時間を短くします。
欠席する場合 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、8:30までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなります。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。 なお、0~2歳児については毎朝、連絡帳に体温と健康状態の記入をお願いします。
感染症に感染した場合	はしか・風しん等の感染症にかかった場合は、「保育園における感染症の登園基準一覧表」に記載した登園のめやすを参考にかかりつけ医の診断に従い、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。(回復後の登園について、医師の「意見書」の提出をお願いします。) なお、感染症に感染していない場合でも、保育園における感染症流行の防止のため、登園自粛をお願いすることがあります。
発熱のある場合	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬	保育園での投薬は、原則として行いません。 ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき、行うことがあります。必要がある場合は個別にご相談ください。
送迎時のお願い	お子様の安全を守るため、次のことをお願いします。 ・保護者の責任において送迎を行ってください。 ・入館カードでお入りください。 ・送迎の際は、「玄関タッチパネル」に登園・退園の欄をタッチをお願いします。 ・普段送迎される方以外の方に送迎をお願いされる場合は、事前にその方のお名前と続柄をお知らせください。 ・保護者が感染症を発症している場合はできる限り他のご家族が送迎を行うようお願いいたします。やむを得ずその保護者が送迎を行う場合は、道路に面した外のインターフォンを押してください。職員がお子様をお連れ致します(集団感染を防ぐ為)
退園する場合	退園届をご提出ください。
支給認定申請(兼)利用申込書の記載事項に変更がある場合	住所・連絡先・家族構成・保育必要量(標準時間又は短時間)・就労状況等の変更の場合は、「子ども・子育て支援支給認定変更申請書(兼)内容変更届」をご提出ください。

19 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者の方が指定した緊急連絡先へ連絡をし、お子様のかかりつけ医への連絡や嘱託医への連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	医療機関の名称 桃木診療所 所在地 越谷市越ヶ谷本町6-6 (電話番号)048-965-2040
嘱託歯科医	医療機関の名称 かみむら歯科・矯正歯科クリニック 所在地 越谷市相模町 3-246-1 (電話番号)048-988-1182

20 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	越谷市消防署に 2019年4月に届出 防火管理者 氏名 黒須 美保
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯
避難場所	第1避難場所 東大沢保育園園庭 第2避難場所 鷺高第五公園

21 保険の加入

(1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」は、保育所の管理下で、児童の災害(負傷・疾病・障害・死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費・障害見舞金・死亡見舞金の給付)を行う、「国」・「保育所の設置者である越谷市」・「保護者」の三者の負担による互助共済制度です。

【給付の対象となる災害の範囲】

災害の種類	災害の範囲
負傷	保育園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの
疾病	保育園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ○給食等に因る中毒・ガス等に因る中毒 ○熱中症 ○溺水 ○異物の嚥下 ○漆等に因る皮膚炎 ○外部衝撃等に因る疾病 ○負傷に因る疾病
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により、1級から14級に区分される
死亡	保育園の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 突然の死 保育園の管理下において、運動などの行為と関連なしに発生したもの 保育園の管理下において、運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの

※ 「保育園の管理下」とは、保育園における保育中のほか、遠足・運動会等の特別活動、通常の経路及び方法による保育園への登園や降園を含みます。

※ 「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治癒までの間の医療費総額(医療保険でいう 10 割分)が 5,000 円以上の場合を指します。

※ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額は、独立行政法人日本スポーツ振興センター関連法令により内容が変更になる可能性があります。

(2) 全国私立保育園連盟園賠償責任保険

日本スポーツ振興センター災害共済給付のほか、以下の保険に加入しています。

賠償責任保険	1事故	10億円
	1名につき	2億円

22 保育内容に関する相談・苦情

(1) 東大沢保育園 相談・苦情担当

相談・苦情解決責任者	園長 氏名 黒須 美保
相談・苦情受付担当者	主任保育士 氏名 中村 理紗
受付方法	面接・電話・書面などにより、受付担当者が随時受け付けます。
電話番号	048-940-3037

当保育園では、第三者委員を設置しており、委員へ直接苦情を申し立てることもできます。

第 三 者 委 員	氏名 新木田 信明
	電話 090-6541-7370
	氏名 島村 博行 (ファイナンシャルプランナー)
	電話 0480-31-0006

※受付時間:平日9:00~16:00

(2) 当保育園以外の越谷市の相談・苦情窓口

当保育園のほかに、次のとおり、越谷市の相談・苦情窓口があります。

① 越谷市子ども家庭部保育入所課

所在地	越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話番号	048-963-9167 又は子ども施策推進課 048-963-9165

② 越谷市福祉保健オンブズパーソン

概要	福祉保健オンブズパーソンは、市が行う福祉保健サービスや市の福祉保健施策に基づき事業者が行う福祉保健サービスに関する苦情を、公正・中立な立場で調査・判断し、迅速な問題解決を図るための制度です。オンブズパーソンとして、福祉保健関係を専門とする大学教員や弁護士が選任されています。
申立窓口	越谷市福祉部福祉総務課(越谷市越ヶ谷四丁目2番1号) 048-963-9320

※ 裁判等で係争中のものやすでに判決等のあったもの、行政不服審査法により審査請求を行っているものやすでに確定しているもの、施設建設等の要望や本人のサービス適用に結びつかない制度の改善などの要望、苦情の原因となる事実のあった日の翌日から起算して1年を経過したもの等については、オンブズパーソンの申立の対象になりません。

(3) 埼玉県運営適正化委員会

越谷市の相談・苦情窓口のほかに、埼玉県の相談・苦情窓口があります。

概要	埼玉県運営適正化委員会は、社会福祉法第83条に規定されている機関です。福祉サービスの苦情について相談を受け付け、解決に向けて助言や調査、あっせんなどを行います。公正に、また、多様な事例に対し適正に対応するため、委員は、「社会福祉に関し学識経験を有する者」、「法律に関し学識経験を有する者」、「医療に関し学識経験を有する者」の各分野から選任されています。福祉サービスに関する苦情は、事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則ですので、まずは(1)や(2)に掲げる相談窓口にご相談下さい。(1)や(2)に掲げる相談窓口にご相談しても解決しない場合、相談することに支障がある場合は、運営適正化委員会へご相談ください。
所在地	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1階
相談専用電話番号	048-822-1243

23 個人情報の取扱いについて

保育園が業務上知り得たお子様や保護者に係る個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。

なお、当該個人情報については、以下の目的のために必要最小の範囲内において、外部提供することがあります。

- ・児童福祉法に基づく認可施設の設置・運営に関し、越谷市や関係省庁へ必要な情報提供を行うこと。
- ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の確認及び教育・保育給付認定に関し、越谷市や関係省庁、居住地のある市町村へ必要な情報提供を行うこと。
- ・当保育園修了にあたり、小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、入学する予定の小学校との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・他の施設、事業所へ転園する場合など当保育園における保育の終了に際して、他の教育・保育施設等への円滑な移行・接続が図れるよう、教育・保育施設、地域型保育事業所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業者との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・兄弟姉妹が他の教育・保育施設や地域型保育事業所に在籍する場合において、他の施設・事業所との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・当保育園での保育においてお子様の状況に応じた適切な支援を図るため、巡回指導を行う市町村や児童発達支援センターなどとの連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査に関すること。

また、日々の保育の必要に応じて、誕生表や写真、お子さんの名前が記入してあるものなど、保育園内に掲示することがあります。

重要事項説明に係る同意書

社会福法人遍照会東大沢保育園における保育の提供を開始するにあたり、「令和 年 度重要事項説明書(令和 年 月 日現在)」に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

施設名 東大沢保育園

所在地 埼玉県越谷市東大沢4丁目31-1

説明者 施設長 黒須 美保

私は、「令和 年 重要事項説明書(令和 年 月 日現在)」に基づいて上記の者から重要事項の説明を受け、社会福祉法人遍照会東大沢保育園における保育の提供等に同意しました。

年 月 日

住 所 _____

児 童 の 氏 名 _____

保 護 者 氏 名 _____ 印

児童から見た続柄 _____